

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の働きやすい職場環境の整備を行い、かつ、全社員が仕事と家庭生活の調和を図り、子育てしやすい環境を作ることで、その能力を十分に発揮できるようにするために、次の1行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和9年8月31日までの5年間

2. 内容

目標：管理職（店舗管理者以上の役職）に占める女性の割合を30%以上にする。

<対策>

業務に必要な資格やスキル等の獲得支援を図り、経験+資格+スキルにより評価することで管理職への積極的登用を図る。

- 令和4年9月～ 業務に必要な資格やスキルを確認し、研修への参加等を計画実施する。
- 令和4年2月～ 管理職員によるフォローアップやヒアリングの実施。